

ごみステーションを新設等する時の注意事項

1. 設置する場合の使用世帯数

ごみステーションは、概ね20世帯以上に1箇所を、また燃やせる粗大ごみのごみステーションは、概ね100世帯以上に1箇所を基準として設置することができます。

2. ごみステーションの申請

(1) ごみステーションを申請できる方は、次のとおりです。

- 自治会（町内会）の代表者（会長又は会長から委任を受けた者）
- 住宅団地等の開発業者で自己の開発区域内にごみステーションを設置しようとする者
- 集合住宅の所有者又は管理者で当該集合住宅にごみステーションを設置しようとする者
- その他地域の実情等により市長が特に必要と認める者

(2) ごみステーションを新設、移設又は廃止する場合は、ごみステーション（集積場）申請書（別紙様式1）を収集の開始又は廃止しようとする15日前までに市に提出してください。

(3) 住宅団地等の開発や集合住宅の建設によりごみステーションを新設する場合は、申請者は、設置する場所や構造等について事前に市と協議をしてください。

3. ごみステーションの設置場所

(1) ごみステーションの設置場所は、次の場合のいずれにも該当し、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所を選定してください。

- 交差点部、交通量の特に多い道路、急勾配の道路等、交通の支障や車両が不安定な状態とならない場所であるとともに、車両や人が容易に通り抜けできる場所であること。
- 収集車のごみステーションに安全に横付けでき、収集後は、車両が速やかに移動できる場所であること。

(2) ごみステーションを設置する場合は、その設置場所に隣接等する住民の了承を必ず得てください。

4. 集積容器等の設置

ごみステーションに集積容器等を設置する場合は、次の点に留意した構造としてください。また、事前に地域を管轄する環境センターと協議してください（事前の協議がない場合は、必要な改善等を求める場合があります。）。

- 屋根を設置する場合は、床面から2メートル程度の高さであること。
- 収集口は、できるだけ広く設けること。また、収集作業を容易に行う上で必要な空間及び安全性が確保された構造であること。
- 容量は、排出されるごみが十分に収納でき、道路等にはみ出ることのない大きさであること。
- 集積容器を設置しない場合は、動物及び風雨等でごみが散乱しないように、ネット等を覆うなど対策を講じること。

裏面もお読みください。

5. 管理者等の責務

- ごみステーションの管理者は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、使用者と協力し、適切にごみステーションの管理及び市が定めるごみの分別を徹底してください。
- ごみステーションの管理者及び使用者は、その使用について協力し、上記の事項に適合しなくなった場合は、速やかに必要な措置を講じてください。
- ごみステーションの管理が不相当であり、管理者への注意喚起によってもなお改善がなされない場合は、収集を中止することがあります。
- ごみステーションの設置により付近の住民等との間に紛争が生じた場合には、管理者又は使用者が責任をもって解決に努めてください。

6. その他の事項

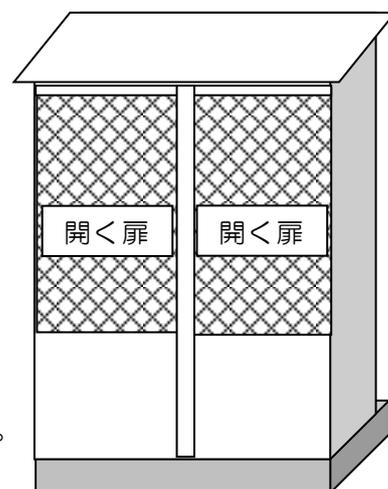
- ごみ袋は、透明又は半透明の袋を使用してください。
- ごみは決められた時間までに出してください。

○ごみステーションの見本（例）

良い例

● 注意事項

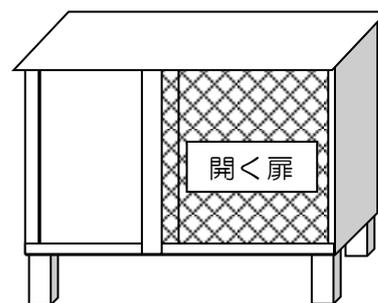
- 扉は引戸または観音開きで全開するものがよい。
- ステーションの中に、汚水が溜まらないようにする。
- 屋根は2m以上で頭を打たない程度のものが望ましい。
- 全体の大きさ（容積）は、世帯数や設置場所を考慮する。



悪い例

● 注意事項

- 扉が片方しか開かない。
- 高さが低すぎるため、屋根で頭などを打つ危険がある。
- 高さが低いため、ごみの出し入れが難しい。



【問い合わせ先】

南部環境センター ☎ (084) 954-2125 東部環境センター ☎ (084) 940-2573
西部環境センター ☎ (084) 930-0411 (神辺地域を含む。)
北部環境センター ☎ (084) 976-8809 廃棄物対策課 ☎ (084) 928-1073
(新市地域を含む。)